

伊東市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の9の規定に基づき、子育て短期支援事業（以下「事業」という。）に関し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、この要綱による事業を適切に実施することができる児童福祉施設等（以下「実施施設」という。）を設置する社会福祉法人等（以下「受託者」という。）へ委託してこの事業を行うものとする。

(申請及び決定等)

第3条 この事業を利用しようとする保護者（児童及びその保護者がともに市内に居住しているものに限る。）は、あらかじめ子育て短期支援事業申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話による申出を行い、事後において申請書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定による申請がなされたときは、速やかに対象児童の審査を行った上で、保護の適否を決定し、子育て短期支援事業決定通知書（第2号様式）又は子育て短期支援事業却下通知書（第3号様式）により当該保護者（以下「保護者」という。）に通知する。

3 市長は、前項の規定により保護の決定をした場合は、子育て短期支援事業委託通知書（第4号様式）により受託者に通知するものとする。

4 入所の期間は7日を限度とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、必要最小限度の範囲でこれを延長することができる。

5 第1項から第3項までの規定は、この事業を利用する保護者が、当該利用を延長するために行う申請等について準用する。

(利用の解除)

第4条 この事業を利用する保護者は、保護の事由が消滅したときは、直ちに市長に申し出なければならない。

2 市長は、保護の事由が消滅した場合には、解除の決定をし、子育て短期支援事業解除通知書（第5号様式）により、保護者及び受託者に通知するものとする。

(経費の支弁)

第5条 この事業を利用する保護者は、保護に要する経費の一部を別表に定める基準により負担するものとし、当該児童の保護が終了するまでに、受託者に支払わなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

別表

保護者が負担すべき経費

(児童1人当たり 単位：円)

年齢区分	日額区分	負担区分		
		生活保護世帯	市民税非課税世帯	その他の世帯
2歳児 未満	10,800	0	1,100	5,400
2歳児 以上	5,600	0	1,100	2,800

備考 生活保護世帯には、生活保護世帯に準じる世帯として市長が認めるものを含む。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

伊東市長 様

申請者 住所
 (保護者) 氏名
 (電話)

子育て短期支援事業（延長）申請書

伊東市子育て短期支援事業実施要綱に基づく保護について、次のとおり申請します。

児 童	フリガナ 氏 名		生年月日 (年齢)	年 月 日 (満 歳)	性別	男・女
	就学等状況	保育所・幼稚園・小学校・その他			学校名	(年)
	健康状態					
保 護 者	フリガナ 氏 名		続 柄		職業又は 勤 務 先	(電話)
	保 険 者 名					
	記 号 番 号	—				
申 請 の 理 由						
利用（延長）希望期間		年 月 日～ 年 月 日 (日間)				
緊 急 連 絡 先		(電話)				
家 族 構 成	続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業 等	備 考	
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			

*市記入欄

世帯区分	生活保護世帯・市民税非課税世帯・その他の世帯	決 定 ・ 却 下
------	------------------------	-----------

年 月 日

様

伊東市長

印

子育て短期支援事業決定（延長）通知書

年 月 日付けで申請のありました伊東市子育て短期支援事業実施要綱に基づく保護について、次のとおり決定（延長）したので通知します。

児 童 の 氏 名		性 別	男・女
利 用 (延長) 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
利 用 施 設	施設種別		施設名
	所在地		
	電話番号		
保 護 者 負 担 金	・ 要 円 (1日当たり 円× 日間) ・ 不要		

備考

- 1 保護者負担金は、利用施設へ直接支払ってください。
- 2 利用施設への児童の送迎は、原則として保護者が行ってください。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

様

伊東市長

印

子育て短期支援事業却下通知書

年 月 日付けで申請のありました伊東市子育て短期支援事業実施要綱に基づく保護については、次の理由により利用できませんので通知します。

児 童 の 氏 名		性別	男・女
利用（延長） 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
利用できない 理 由			

年 月 日

様

伊東市長

印

子育て短期支援事業委託（延長）通知書

伊東市子育て短期支援事業実施要綱に基づく保護について、次のとおり通知します。

児 童 の 氏 名			性別	男・女	
利用（延長） 期 間		年 月 日から		年 月 日まで (日間)	
実 施 施 設 名					
保 護 者	氏 名			続柄	
	住 所	(電話)			
	保 険 者 名				
	記 号 番 号	—			
緊 急 連 絡 先		(電話)			
世 帯 区 分		生活保護世帯・市民税非課税世帯・その他の世帯			
負 担 額	市	円			
	保護者	要・不要		円	

年 月 日

様

伊東市長

印

子育て短期支援事業解除通知書

伊東市子育て短期支援事業実施要綱に基づく保護について、次のとおり解除したので通知します。

児 童 の 氏 名		性別	男・女
保 護 者 氏 名 住 所	続柄 (電話)		
利用予定期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
利用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
実施施設名			
解 除 理 由			
備 考			